

引渡し注意書兼物品受領書

- 1 物品の引渡し後の返品は認めない。
- 2 物品引渡し後、物品に隠れた瑕疵があっても、その瑕疵に対する請求をすることはできない。また、本契約に関して、下越森林管理署（以下、「甲」という）は一切の契約不適合責任を負わないものとし、買受人（以下、「乙」という）は甲に対し、本契約目的物の種類、品質または数量が本契約に適合しないことを理由として、履行の追完、売買代金の変更、損害賠償請求または本契約の解除をすることができないものとする。
- 3 引渡し後は15日以内（行政機関の休日を除く）に搬出すること。
- 4 引渡し後、速やかに名義を変更し、変更した旨の記載がされた書類（自動車車検証等）を下越森林管理署長へ提出すること。また、森林管理署等を明示する官署名及びロゴについては、適所削除を行い、削除したことを証明する写真記録などを下越森林管理署（総括事務管理官あて）へ提出すること。なお、名義変更及びその他処理に係る費用は買受人の負担とする。
- 5 仮ナンバーにより自走で搬出を行う場合は、森林管理署等を明示する官署名及びロゴを一時的に隠すなどの措置を講じること。

上記「引渡し注意書」に異存なく物品を受領しました。（物件番号1）

分任契約担当官

下越森林管理署長 殿

令和 年 月 日

住所：

氏名：

引渡職員	
------	--